

令和3年 第17回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 26

会議日程・付議事件

会議日時 令和3年10月21日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告第13号	専決報告について(川西市子ども・子育て会議条例 施行規則の一部を改正する規則の制定について)	
5	議案第30号	川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の施 行期日を定める規則の制定について	
6	議案第31号	川西市教育支援センター設置条例を廃止する条例の 施行期日を定める規則の制定について	
7	議案第32号	川西市青少年センター及び川西市教育支援センター の廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定 について	
8	議案第33号	川西市青少年問題協議会規則を廃止する規則の制定 について	
9	議案第34号	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関 する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につ いて	
10		諸報告	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
教育推進部副部長（社会教育・ 図書館・公民館担当）兼教育推進部	藪 内	寿 子
就学・給食課長（就学担当）		
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
教 育 保 育 職 員 課 長	増 田	善 則
就 学 ・ 給 食 課 長	志 波	仁 史
教 育 保 育 課 長	高 橋	忠 大
教育保育課長（契約・経理担当）	井 口	俊 也
教育保育課長（研修担当）	岡 坂	憲 一
社 会 教 育 課 長	村 山	尚 子
中 央 図 書 館 長	藤 本	昭 彦
川 西 公 民 館 長	藤 井	恵 子
こ ども 支 援 課 長	井 上	昌 子
こども支援課長（入園所担当）	橋 川	貴 夫
こども支援課長（留守家庭 児童育成クラブ担当）	井 関	大 悟
こども若者相談センター所長	木 山	道 夫
公共施設マネジメント課長	林	正 紀

議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査	松 永	勝 彦
---------------	-----	-----

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 13	専決報告について（川西市子ども・子育て会議 条例施行規則の一部を改正する規則の制定につ いて）	3.10.21	3.10.21	承 認
議案 30	川西市青少年センター設置条例を廃止する条例 の施行期日を定める規則の制定について	3.10.21	3.10.21	可 決
議案 31	川西市教育支援センター設置条例を廃止する条 例の施行期日を定める規則の制定について	3.10.21	3.10.21	可 決
議案 32	川西市青少年センター及び川西市教育支援セン ターの廃止等に伴う関係規則の整備に関する規 則の制定について	3.10.21	3.10.21	可 決
議案 33	川西市青少年問題協議会規則を廃止する規則の 制定について	3.10.21	3.10.21	可 決
議案 34	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	3.10.21	3.10.21	可 決

[開会 午後2時00分]

石田教育長 それでは、只今より、令和3年第17回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

議事に入ります前に、ご報告を申し上げます。服部保氏の教育委員の退任に伴い、10月1日付で新たに倉見昇一氏が教育委員に就任されております。

まず、倉見委員より挨拶をお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

倉見委員 倉見昇一と申します。今、兵庫教育大学で教員を務めております。どうかよろしくお願いいたします。

石田教育長 ありがとうございます。

引き続き、教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する職務代理者につきましては、坂本委員を指名いたしましたのでご報告いたします。よろしくお願いいたします。

職務代理者が行う職務執行のうち、具体的な事務執行など執行が困難な場合に、その職務を委任する部長につきましては、教育推進部長を指名しておりますので、併せてご報告いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長（的場） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。

本日は、中野公共施設マネジメント課（設備担当課長）が欠席でございます。以上でございます。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、佐々木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第15回定例会及び第16回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長
(的場) それでは、令和3年第15回定例会及び第16回臨時会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第15回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

また、第16回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。

最後に署名委員の署名ということで、第15回定例会、第16回臨時会とも坂本委員、佐々木委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第15回定例会及び第16回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(中西) それでは、9月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。
まず、坂本委員におかれましては、川西南中学校でメンタルヘルスの取組を視察されたほか、かわにしオンライン公民館や兵庫県市町村教育委員会連合会主催の全県夏季教育委員会研修会にご参加いただいております。

また、坂本委員、佐々木委員におかれましては、清和台南小学校でオンライン授業の視察及び文部科学省主催の市町村教育委員会オンライン協議会にご参加いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、毎回、教育に関するトピックとか関心等がありましたらご報告いただいているんですけども、坂本教育委員、何かありますでしょうか。

坂本委員

私、かわにしオンライン公民館という市民が企画されて、オンラインで公民館活動をするみたいな形のものに参加させてもらいまして、トピックはPTAについてだったんですけども、公民館は、もともとそこに住んでおられる方の問題とか課題とかを話し合っ、どうしていくかなみたいなことを考えていく場だというふうにここで学ばせてもらったんですけども、PTAについても、いろんな意見が出ているけれども、どこに聞いていいかわからないとか、自分の子どもさんが通っている学校のPTAのことも、聞きたいけれどもどこに聞いていいかわからないので、こういうところで話ができてよかったですみたいなことを言い合っていたんです。

市民の方が主催されていたので、公的な場ではないんですけども、公民館に求められている、市民が求めている活動がそこにあったんじゃないかなと思ったので、これからの公民館の在り方に、それはつながっていくんじゃないかなと思いました。

以上です。

石田教育長

ちょっとオンライン公民館のイメージが湧けへんねんけれども、市民主催というのはどういう。

坂本委員

一人の方がオンライン……、今全国的にはやっているんです、オンライン公民館というのが。朝から晩までいろいろ時間割みたいなのがあって、気になるところに自分が参加して、ちょっと話をし合うみたいな形なんですけれども、私が参加したところはPTAだったんですけども、在り方検討会ってどうなっているんやろうねみたいなのか、何かわいわいしゃべりながら、市民の人たちの考え方とか、あの人はそう思っているらしいけれども、どうなんだろうみたいなのかを話し合える場みたいな。多分、場なんだと思うんです。うまく言えませんが。

石田教育長 それは、川西市の市民を対象にしてやっているんですか。

坂本委員 一応そんな形だったんですけども、いろんなトピックがあって、それは、他市のそういう同じような公民館活動みたいなのをやってはる方がオブザーバーみたいな形で入っておられたりとかしていました。

石田教育長 それは、テーマはP T A以外にどんなものがあったんですか。

坂本委員 今、すごく度忘れしたので、ちょっとすぐ調べます。

石田教育長 分かりました。公民館という名前をつけているということは、ちょっと興味深いなと思うんですけども。

坂本委員 今本当に、割と全国的にはやっているみたいです。

石田教育長 オンライン公民館。

坂本委員 はい。

石田教育長 何か市民講座みたいな感じなんですか。

坂本委員 市民講座まではいかない、まだ今、はやり始めたところなので、これからだんだん変わっていくと思うんですけども、いずれはそういうのをしてみたいということをはりました。

石田教育長 参加される方はいろんな方が。

坂本委員 いろんな方がいらっしゃいましたよ。Z o o mで、本当に朝から晩まで開けておられて。

石田教育長 分かりました。

坂本委員 はい。また出てきたら言います。

石田教育長 オンライン公民館、ご存じでしたでしょうか。

治部委員 初めて聞きました。

坂本委員 そうですか。

石田教育長 今はやり始めてと言いながら。

坂本委員 にわかにはやっています。こんな感じです。

石田教育長 メニューは誰がつくれるんですか。

坂本委員 これは、今回は主催の方がいろいろ考えておられて、いろんな……。

石田教育長 これも川西ですか。

坂本委員 これは香芝市。香芝のオンライン公民館はこんな形でしたよというお知らせだったんですけども。

倉見委員 それは、それがあるとどういうところから知られたんですか。

坂本委員 友人がやっていたので。それで、尼崎もやっているんです。尼崎も朝から晩までずっとオンライン公民館というのを。

石田教育長 それは全然、公が関係なしで。

坂本委員 公は関係ないです。ユーチューブで流しているところもあるみたいな形なんですけれども、それを公でするかどうかというよりは、公民館に求められている、市民がこういうところを知りたいけれども、知る場所がないから、どこかで教えるではないけれども、知れる場所があればいいんじゃないかなという力なんじゃないかなと思っているんです。なので、いいなと思いました。

石田教育長 今、事業再検証で、これからの公民館の在り方みたいなところがあって、この間も議員の方々からご意見をいただくような場面があったんですけども、うちは公民館、10館あるんですね。10館あって非常に多いんですけれども、これを将来的にどうしていくかという話のときに、公民館の

活動自体は非常に熱心ですし、行政センターの機能も持ち合わせているんですけども、一つは市長部局と、市長ともよく話をするんですけども、うちの持っている公民館の公民館としての建屋の意味と、公民館機能としての2つの側面があるというね。やっぱりそのところで、今後、各地域で熱心に今、文化活動や学習活動をされているものをどういう形で継続していくのかというのが話題になっていて、また、再検証のところでも様々なご意見をいただくんですけども、考えてみたら、でもオンラインでできたら建屋は要らんという話になってしまうので。

前、私はちょっとこだわりがあるのは、公民館という、歴史的な何か社会教育の中で公民館がいかにして生まれてきたかということは実はあまり受け継がれていなくて、単なる市民講座の場所として使われているようなところは、1回ちょっと考え直すべきかなと思ったりもしますけれども、ありがとうございました。オンライン公民館、よろしいでしょうか。

治部委員、何か。

治部委員

先日、多田中学校に訪問させていただいたときの2つ、気づいた点を共有させていただければなと思います。

1点目が学びのユニバーサルデザインというキーワードで、もう一つが校則というキーワードなんです。

1点目の学びのユニバーサルデザインは、多田中学校で、全ての学年と学級で実施されている様子を拝見できて非常に感銘を受けました。全ての子どもをターゲットとした1次支援ということに熱心に取り組まれている様子で、それによって、個別的な支援を受ける必要の子どもたちが、少しでも集団指導の中で充実感を持って学ぶことができるんだらうなというふうに思うところが非常によいなと思いました。

例えば、時間を分量として見える化する工夫だったりとか、授業内で履修するT o D oを黒板に明記する工夫などなどが感じられました。同時に、優先順位の低い視覚的な刺激をできる限り減らすという配慮も見てとれました。まず1点目、ユニバーサルデザインについての思った点です。

2点目が、井上校長先生のご発言で印象に残った言葉が2つあるので、共有できればなと思います。校則に関するキーワードなんですけれども、1つ目のご発言が、「学校の課題は生徒会が決めることができるという仕組みづくり」というキーワードと、もう一個が、「その校則って必要なか生徒と共に考える機会」というような2つをおっしゃっていたのが印象的でした。多くの中学生にとって、井上先生のこの問題提起は、心に響く問いかけになるだらうなと個人的に思いました。

道徳性の発達というテーマで、例えば、ピアジェとかコールバーグといった研究者が社会的な規則や決まり事との向き合い方について主張しているんですけども、人々の様々な価値観とか個人の権利を尊重するための社会的な規則や決まり事を修正することができるというふうに、ルール、規則は個人の権利とか価値観によって変動することができるという道徳性を発達させるというのを主張しているのです。そう考えると、井上先生のおっしゃった、その校則って必要なのかなというのを考える機会というのは、道徳の発達の観点からもすごくいいなと思いました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

一つは学びのUD化で、本市教育委員会が今指定している形で、今年、年明けに発表会がありますので、またそのときにはぜひ参加していただき、率直なご意見をいただけたらなというふうに思います。

夏の研修のときに、この発表を多田中にしてもらったんですけども、そのときに言うていたのは、何かUD化するとき、例えば教科書とか本は、右利きの方は左側に置いたほうがいいよとかとやっているんですけども、ただ、それが目的にならないように、方法が目的にならないようにせなあかねというの、ここら辺、一緒に行ったときには言っていたんです。気をつけないと、さっきの校則の話じゃないけれども、どうしてもそれをルール化して、全子どもにそれを当てはめようとするところが教員にあるので、基本的な目的は学びやすい環境づくりで、左側に置いたほうが学びやすいよという提示はできるけれども、本来的には、それは各個人が見つけていくものであって、それがUD化とうまいこと融合するようにならなければならないかなということと、校則については今、各学校、見直しを進めているのかな、課長。

教育保育課長
(高橋)

校則については、教育長ご指摘のように、各校とも見直しを進めているところですが、特に頭髪等についても、どのように進めたらいいんだろうということは、各校とも非常に悩んでいます。先々週、10月8日の金曜日に、ちょうど中高生徒指導連絡会でも校則について協議会を持っています。そこでも各校の取組を参考にしながら、今おっしゃったように、生徒が校則について参加できる形での校則の見直しというのを各校とも協議をしながら進めようとしているところです。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。トマノ先生も、その辺ところをごっつい言われていたんじゃないかなと思うので、ただ、学校現場におとなかなか難しい問題もあって、何か保護者や地域はまた違うことを考えていたりするようなところもあって、結構難しいところもあるなど。でも、そうやって論議して協議していくこと自体が何より、そのルールをどうするかということを考えること自体が大事なことかなと思います。ありがとうございました。

佐々木委員は何か。

佐々木委員

そしたら、清和台南小学校のオンライン授業を参加させていただいた感想なんですけれども、どこかで前も言いましたかね。思っていたよりすごくうまく回っておられて、先生ごとの持っておられる力にもよるかとは思いますが、きちんと教室とおうちにいるお子さんとをつないで授業がしっかりできている印象を持って、報告を聞いているよりも現場を見ることによって、そのあたり、どう教室でされているのかがよく分かったので、今回参加できてよかったです。

石田教育長

緊急事態宣言は終わったんですけれども、臨時休業とかの際に、オンラインを使おうという意識はかなり現場にも出てきていまして、その辺について、課題もあるんですけれども、やっていこうという、そういう意欲を見せる学校が多くなってきたのは事実かなとも思っています。

さっき学びのUD化のときに言おうと思っていたんですけれども、佐々木委員が掲示物の話をされていたじゃないですか。さっき治部委員も言われていましたけれども、教室で視覚的に学びの邪魔になるというか、集中しにくい環境にあるんじゃないかという話で、佐々木委員が、小学校でしたか。

佐々木委員

そうですね、私は小学校で。

石田教育長

市内小学校の掲示物を見たときに、非常にいっぱい貼ってあるのを見て驚きましたというのがあって、何かそれもちょうど問題提起やなと思って、その理由についてはいろいろお話はさせていただいたんですけれども、そこが学級経営と何か相まっている部分もあるんだけれども、本当に子どもたちの学びに役立っているのかということについては、一度振り返りね。このUD化の研究発表にときに、またそういうテーマでも話をしたら、割と奥深い話かなと思ったりしました。ありがとうございました。

初参加の倉見先生、何か。

倉見委員 いえ、特にございません。

石田教育長 そうですか。何か国の動きでも。よろしいですか。
 それでは、教育委員の活動については、以上といたします。これ、事務
 状況で幼稚園とかの……。

教育推進部長
 (中西) 諸報告です。

石田教育長 諸報告やから、一番。

教育推進部長
 (中西) 最後になります。

石田教育長 一番最後やね。はい、分かりました。
 それでは、教育委員の活動については、以上といたします。

石田教育長 次に、日程第4、報告第13号「専決報告について(川西市子ども・子
 育て会議条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)」でありま
 す。事務局からこの説明をお願いします。

こども支援課長
 (井上) それでは、報告第13号「専決報告について(川西市子ども・子育て会
 議条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)」をご説明いたし
 ます。
 恐れ入りますが、議案書の2ページをお開きください。
 さきの川西市議会定例会におきまして、「川西市子ども・子育て会議条
 例」を「川西市子ども・若者未来会議条例」に改めた案件について、令和
 3年9月24日に可決されたところではありますが、それに伴い、川西市子
 ども・子育て会議条例施行規則の一部を変更する必要があります。
 5ページ、新旧対照表をご覧ください。
 改正内容といたしましては、名称を「子ども・若者未来会議条例施行規
 則」に改め、第1条の「川西市子ども・子育て会議条例」を「川西市子
 ども・若者未来会議条例」に、「川西市子ども・子育て会議」の部分「川
 西市子ども・若者未来会議」に改めるとともに、第2条、第4条第9項、

第5条、第6条及び第8条中の「川西市子ども・子育て会議」を「川西市子ども・若者未来会議」に改めるものでございます。

この規則は公布の日から施行することとしておりますが、条例の交付日が令和3年9月27日となっておりますことから、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決いたしましたので、ご報告いたします。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長

子ども・子育て会議条例を子ども・若者未来会議条例に改めたことによって、規則の文言もそれに伴って修正するというので、私のほうで専決させていただいたところです。

何か質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。報告第13号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第13号につきましては、承認されました。

次に、日程第5、議案第30号「川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育保育課長
(高橋)

それでは、議案第30号「川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の7ページをお開きください。

本案は、川西市教育委員会の組織改編に伴い、川西市青少年センターの事業を教育保育課にて遂行しようとするため、令和3年第10回定例会にて川西市青少年センター設置条例を廃止する条例について、川西市教育委員会規則で定める日から施行するとしました。

8ページには、施行期日を定める規則案を掲載しております。

このたび、子ども・若者相談センターの新執務室の完成に伴い、条例の施行期日を令和3年11月1日に規定しようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

石田教育長

説明は終わりました。

これは、協議会でお話しさせていただきましたように、4月からの組織改編に基づきまして、青少年センターを教育保育課に配置したところで、日付だけがちょっとはっきりしていなかったのも、子ども・若者相談センターの執務室が完成する11月1日という形で規定させてもらおうということなんです。

何かご質問、ご意見ありますでしょうか。これ、協議会でお話しさせていただきました。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第30号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては、可決されました。

では次、日程第6、議案第31号「川西市教育支援センター設置条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育保育課長
(岡坂)

議案第31号「川西市教育支援センター設置条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について」ご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお開きください。

本案は、教育委員会事務局の組織改編に伴い、教育支援センターを廃止する条例の施行期日を定める規則を制定しようとするものであります。

川西市教育支援センターを廃止する日が令和3年11月1日に確定しましたので、本案を提出します。

説明は以上でございます。ご協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

石田教育長

これも同様のことで、それに付随することですのでよろしいでしょうか。議案第31号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第31号については、可決されました。

同じく次に、日程第7、議案第32号「川西市青少年センター及び川西市教育支援センターの廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育保育課長
(高橋)

議案第32号「川西市青少年センター及び川西市教育支援センターの廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお開きください。

本案は、川西市青少年センター及び川西市教育支援センターの廃止等に伴い、関係規則の整備に関し必要な事項を定める必要があるためとするものでございます。

別紙でお配りしているこちらの概略図のほうをご覧ください。このたびの規則の制定に関する概略図となります。

この4月に、教育委員会事務局の事業をより効果的かつ効率的に遂行するため組織を機能別とし、図にありますように、川西市青少年センターの事業を教育保育課に、川西市教育支援センターの事業を教育保育課とこども・若者相談センターへと改編いたしました。

この組織改編に伴い、教育委員会事務局の事務分掌規則や事務処理規則、公印規則一部改正等につきまして、また、川西市青少年センターと川西市教育支援センターそれぞれの設置条例施行規則の廃止について、それぞれ関係規則の整備に関し必要な事項を定める必要があるためでございます。

それでは、12ページをお開き願います。

川西市青少年センター及び川西市教育支援センターの廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則案を掲載しております。先ほど概略図にて説明した事項について、第1条から第5条までございますが、第1条から第3条までの内容につきましては新旧対照表で、第4条と第5条につきましては資料でご説明いたします。

15ページをお開き願います。

川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正についてご説明いたします。

第7条教育推進部教育保育課の項第11号中、「川西市青少年センター

に関すること」を「青少年の補導及び非行防止に関すること」に改めます。同項第12号中、「課の庶務に関すること」を第16号として改め、第12号として「青少年の調査研究及び資料収集に関すること。」に改めます。第13号として「特別支援教育の推進に関すること。」を。

16ページをお開き願います。

第14号として「教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関すること。」を、第15号として「教育関係職員の研修に関すること。」を新たに加えます。

次に、こども未来部こども若者相談センターの項のうち、第5号の「こども若者総合相談に関すること」を「困難を抱える若者の相談支援に関すること」に改め、第8号を第9号として改め、第8号として「教育相談に関すること」を新たに加えます。

17ページをお開き願います。

次に、川西市教育委員会事務処理規則の一部改正についてご説明いたします。

別表第4項教育推進部教育保育課に関する事項について、第18号「青少年センターの運営に関すること」を「青少年の補導及び非行防止に関すること。」に改めます。第19号として「青少年の調査研究及び資料収集に関すること。」を、第20号として「特別支援教育の推進に関すること。」を、第21号として「教育に関する専門的、技術的事項の研究並びに情報収集及び資料収集に関すること。」を。

18ページをお開き願います。

第22号として「教育関係職員の研修に関すること。」を新たに加えます。

次に、第7項こども未来部こども若者相談センターに関する事項について、第4号の「こども若者総合相談に関すること」を「困難を抱える若者の相談支援に関すること」に改め、第8号として「教育相談に関すること。」を新たに加えます。

19ページをお開き願います。

川西市教育委員会公印規則の一部改正についてご説明いたします。

別表のうち、兵庫県川西市教育支援センター印の項、川西市教育支援センター所長之印の項及び川西市青少年センター所長之印の項を削るというものです。

20ページをお開き願います。

川西市青少年センター設置条例施行規則については、川西市青少年センター設置条例の廃止に伴い、同様に廃止とさせていただきます。

最後に、23ページをお開き願います。

川西市教育支援センター設置条例施行規則についても、川西市教育支援センター設置条例廃止に伴い、同様に廃止とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

規則の改変ということで、補助資料にもありました。事業の仕分によって文言整理とか、それぞれ適切な場所に分配されたということでご理解いただけるかなというふうに思います。

何か質問とかご意見、よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第32号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号につきましては、可決されました。

では次、日程第8、議案第33号「川西市青少年問題協議会規則を廃止する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども支援課長
(井上)

それでは、議案第33号「川西市青少年問題協議会規則を廃止する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の26ページをお開きください。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、さきの川西市議会(定例会)において、川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、川西市附属機関に関する条例の別表、教育委員会の部、川西市青少年問題協議会の項を削りましたことから、このたび、教育委員会規則第4号川西市青少年問題協議会規則についても廃止しようとするものです。

なお、青少年問題協議会でご審議いただいていた若者施策につきましては、今後、青少年問題協議会と川西市子ども・子育て会議とを統合した川西市子ども・若者未来会議で引き続きご審議いただき、子ども・若者

支援施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもから若者まで途切れることのない支援を目指してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしく願います。

石田教育長

説明は終わりました。

これも協議会で話をさせていただいていますように、先ほどの川西市子ども・若者未来会議に引き継いでいかれることによる手続かなというふうに考えていますが、何か質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

坂本委員

今現在、参加されている川西市青少年問題協議会のメンバーの方たちに、会議の形が変わりますよということでお伝えされているかとは思いますが、メンバーの方からの、何かこういうことはずっと続けてほしいとかというようなご意見とかはありましたか。お話、協議していく内容。

こども支援課長
(井上)

青少年問題協議会、今年度1回開催させていただきました、そのときに統合のお話もさせていただきました。特に、今後のことについて、こういうことを続けてほしいとかいうご意見は、ちょっと耳にすることはなかったです。

以上です。

坂本委員

分かりました。

石田教育長

統合することによって、その部分だけじゃなくて縦の系列でずっと子どもを見ていこう、若者を見ていこうという、そういう趣旨もあるかなというふうに思いますので、事業の内容を大きく転換するというよりは、その継続性が見えるような形のものにしていきたいなというふうに担当課としては考えているということで、よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第33号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号につきましては、可決されました。

では次、日程第9、議案第34号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども支援課長
(井関)

それでは、議案第34号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開き願います。

本案は、川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、留守家庭児童育成クラブにおいて、夏季休業日の期間中のみの入所を実施するに当たりまして、規則の一部を改正する必要がありますので本案を提出するものでございます。

規則の本文につきましては、議案書の32ページ、新旧対照表では、議案書の33ページでございます。

9月の市議会におきまして、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消を図るため、待機児童が多い校区を中心に、令和4年度から学校の夏季休業日の期間中のみの留守家庭児童育成クラブへの入所を実施するに当たりまして、育成料を定める必要がございましたので、川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして可決をいただいたところでございます。

可決いただいた条例の内容としましては、育成クラブへの入所を通年入所と夏季入所に区分しまして、通年入所が児童1人について月額7,500円というところを、夏季入所を期間中7,800円と規定をいたしました。また、延長育成に係る育成料について、通年入所で児童1人につき、午後6時半までは月額3,000円、午後7時までには月額4,000円、午後6時半までの一時利用は1回600円、午後7時までには1回200円としているところを、夏季入所についても期間中同様の金額としたところでございます。

今回の規則では、夏季入所の定員でありますとか、育成料の納付期限、減免などの改正を行うものでございます。

それでは、議案書の33ページをお開き願います。

規則の改正内容につきまして、新旧対照表で主な内容のほうをご説明いたします。

まず、第4条でございます。第4条では、入所の定員について定めておりますが、ただし書において、夏季入所に係る定員は市長が別に定めるものとしております。

次に、第9条でございます。第9条は、現行、通年入所で「毎月末日」としている延長育成料を含みます育成料の納付の期限について、夏季入所の納付期限を定めるため、別表を設けまして、延長育成を含む夏季入所の育成料を「7月末日」とするとともに、一時的に延長育成を利用する場合における育成料について、通年入所につきまして、ちょっと実態に合わせて「利用した日の属する月の翌月末日」、夏季入所は「9月末日」にしようとするものでございます。

次に、第10条の第2項、34ページでございますが、現行、通年入所では、1世帯につき2人以上の児童を入所させた場合の最も年齢の高い児童を除く児童について、減免をすることができることとしております。しかしながら、夏季入所は、通年入所のほうと育成料が異なりますので、通年入所と夏季入所の児童が例えばお二人入所した場合において、最も年齢の高い児童を除く児童について減免を行うといたしますと、保護者などの負担の公平性を保つことができないというところでございますので、2人目以降の児童に係る育成料について、減免を行う規定に改正するものでございます。

次に、第10条、別表第2第1項において、生活保護法の規定による被保護世帯に当該児童の当該月の育成料の全額を減免することとし、また、同表の第2項において、児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯などに、当該児童の当該月の育成料の2分の1に相当する額を減免することとしておりますが、夏季入所について規定する必要がございますので、第10条の別表第2備考におきまして、第3号を新たに設けまして、当該月の育成料を夏季入所に係る育成料に読み替える改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、条例の施行日に合わせまして、令和4年4月1日としております。

説明のほうは以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

時間の延長と夏季休業、夏季だけの実施ということで、担当課のほうは非常に努力していただいて、利用者の方にはより使いやすい形になったんじゃないかなというふうに思っております。それに伴う今、説明が終わっ

たところですがけれども、よろしいですか。これも協議会でお話しさせていただいていますので、いいかなと思います。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第34号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては、可決されました。

次に、諸報告の1「令和4年4月入園に係る市立幼稚園・市立認定こども園(1号)園児募集・内定状況について」であります。事務局より説明をお願いいたします。

こども支援課長 それでは、令和4年4月入園の市立幼稚園と認定こども園(1号)の園
(橋川) 児募集結果についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、本日追加で配付いたしました諸報告1の資料をご覧ください。

去る10月7日木曜日と10月8日金曜日におきまして、願書提出をいただきました1次募集の結果を資料でまとめております。

全体的な募集の傾向としましては、幼稚園では減少傾向が著しく、認定こども園では例年並みといった傾向でございました。

具体的には、表の色塗り箇所をご覧ください。

まず、市立幼稚園では、4歳児から受入れをしております、一番上の幼稚園4歳児の受付では、全て園区内の方で、久代幼稚園が9名、多田幼稚園が5名、清和台幼稚園が1名、東谷幼稚園が8名となっております。続いて、幼稚園5歳児の受付では、東谷幼稚園で園区外の方が1名となっております。

続いて、市立認定こども園では、3歳児から受入れをしております、牧の台みどりこども園では、3歳、4歳、5歳含めて全体で30名、加茂こども園では合計で38名、川西こども園では合計20名、来年度開設の川西北こども園では合計32名となっております。

結果としまして、認定こども園の牧の台みどりこども園の3歳児のみ定員20名に対しまして26名となっておりますので、定員は超えますが、園区内の22名は全て入園可としまして、園区外の4名は入園不可とさせていただきます。そのほかは、全て定員内での受付人数でしたので、

全員入園可とさせていただいております。

また、今後のスケジュールとしましては、2次募集を12月1日水曜日に実施を行う予定としております。

なお、このたびの幼稚園の募集状況、清和台幼稚園4歳児が1名という状況を受けまして、今後の市立幼稚園の対応策について、この後、本日の教育委員協議会で改めてご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

石田教育長

説明は終わりました。

幼稚園の入園状況というのは非常に厳しい。特に清和台幼稚園については、1名のみの今、入園希望ということでは、はっきり言って、今後どのような運営をしていくのかということについて、教育委員会としてちょっと協議をしながら、最終的には判断、決定をしていかなければならないかなというふうに思います。

今、願書受付状況を報告いただいた後なので、今後、速やかにちょっと協議をさせていただきながら、先ほど言いました決定等をしていく必要があるかなというふうに思います。

何か質問等がありますか。

清和台幼稚園については、昨年度もちょっと非常に厳しい状況であって、今年度はこういう状況であったということで、まずは取り急ぎ清和台幼稚園の協議をしなければならないということもあります。

ただ、同時に残る3園、久代幼稚園、多田幼稚園、東谷幼稚園も今のところ10人未満ということで、来年度どう考えていくのかということをもた別途、考えていく必要があるかなと思いますので、またこの辺について、いろんな情報収集していただきながら、それぞれ判断していただくと思いますのでよろしくお願いいたします。担当課はよろしいですか。

何か質問、よろしいですか。何かもし質問があれば。

坂本委員

幼稚園の4歳児さんの2次募集で、毎年どれぐらい、もうでも数名ぐらいでしたか。

こども支援課長
(橋川)

委員おっしゃるとおり数名程度ですので、あまりここで大きく増加は見込めないと考えております。

石田教育長

ご存じのとおり、大体多くの方は決まっているので、転入であるとか、そういうことぐらいでしょうねと思われま。

ほか、よろしいですか。

石田教育長

それでは、以上で終わります。

次、諸報告の2「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者に係る公募型プロポーザルの実施について」であります。事務局より説明をお願いいたします。

こども支援課長
(井関)

それでは、「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者に係る公募型プロポーザルの実施について」報告をいたします。

資料は、川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者公募型プロポーザルの募集要項のほうでございます。

川西北小学校区での待機児童の解消に向けまして、令和4年4月から新たに開設する民間の育成クラブの公募を令和3年度に行うため、既存施設の改修や設備の整備などに係る補助金など必要な経費を9月の補正予算案として計上し、市議会において可決され、募集のほうを開始しようとしているところでございます。

2ページの1、募集の目的でございます。待機児童の解消を図るため、令和3年度中に改修等整備を行い、令和4年度から民間クラブを運営できる法人等を募集するもので、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を基本としつつ、多様なサービスや多様な活動についても積極的な提案を期待するものでございます。

2の提案条件でございます。提案内容は、放課後児童健全育成事業は必ず実施をしたという上で、公設の育成クラブでは提供していない夜7時以降の延長保育でありますとか、長期休業期間中の朝8時以前の開所、長期休業期間中の昼食の提供、送迎サービスなどの多様なサービスや学習塾、各種スポーツ、アート活動などの多様な活動についても提案するということにしております。

(3)の開設の場所でございますが、原則として川西北小学校区内としまして、募集数及び定員は、1か所で、1クラブで定員10人以上、40人以下としております。

また、3番の応募条件の(1)応募者の要件につきましては、原則として法人で、育成クラブや認定こども園、幼稚園など、類似事業などのいずれかの運営実績があること、または同等の能力があると認められることなどとしているところでございます。

3ページにいきまして、(2)の提案の条件の部分でございます。施設・整備などで各種法令を遵守することや面積の要件なんかを定めていると

ころでございます。

運営関連で、こちらのほうは4ページになるんですけども、公設クラブの開設日以上の日数を開設することでありまして、また、育成料は公設クラブの開所時間に相当する部分は基本同一の料金とすること、公設の開所時間以上の時間を開所することといったように、市の条例や補助の要綱に定めている基準などを記載しているところでございます。

4番の応募手続でございますが、応募については、1月14日金曜日を提出書類の締切りといたしまして、1月中旬から下旬に審査委員によるヒアリング審査の実施、1月下旬には応募者へ審査結果を通知する予定でございます。

8ページになります。

8ページの8、補助金額でございます。補助金のほうは、9月の補正予算で計上いたしましたとおり、最大1,260万円というところでございまして、既存施設の改修を行った上で、必要に応じて設備の整備・修繕、備品の購入を行う経費などに使用することができます。

また、令和4年度の運営費については、令和4年度の当初予算に計上していく予定としておりますが、最終的には議会の議決により決定するところになります。

以上でございます。

石田教育長

説明は終わりました。

担当としては、単に留守家庭児童育成クラブの運営を民間に任せただけではなくて、延長保育であるとか、昼食の提供であるとか、送迎サービスであるとか、一番は、学習塾やスポーツとかアートで何か付加価値をつけて、子どもたちに充実した時間を過ごせるような提案が出てくればなというところが新しいところであり、今後、留守家庭児童育成クラブを運営していく上では、こういう付加価値がやっぱり大切になってくるのではないかなというところです。

何か質問等。

坂本委員

聞いてもいいですか。

石田教育長

はい、坂本委員、どうぞ。

坂本委員

すみません、北小校区内ということなんですけれども、例えばすごく魅力的なコンテンツがいっぱいあって、うちの子もちょっと学区外だけれど

も行かせたいわというときに、それは、このクラブがオーケーであれば受け入れる形ですか。

石田教育長 北小校区内の子どもでなくてもということですね。

こども支援課長
(井関) 基本、北小の小学校の児童ということでございますが、ほかの民間クラブでもそうなんですけれども、北小以外の方も受け付けることというのは可能でございます。
以上でございます。

石田教育長 そういういろんな付加価値があったときに、ぜひ行きたいというお子さんも出てきたら、できるだけ参加できるようにあれにはしたいなと思います。
どうですか、何か。よろしいですか。そしたら、以上で終わります。

石田教育長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、11月18日木曜日午後2時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和3年第17回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後2時57分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和3年11月18日

署名委員 治部陽介

佐々木歌織